平成２７年（フ）第４５５号
広島市西区己斐上２丁目39番25号
債務者　泉原　繁子
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５６８号
広島市東区馬木２丁目566番地１　303
債務者　畑野　清文
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８８号
山口県下関市垢田町２丁目23番２号
債務者　倉本　勝民
1　決定年月日時　平成27年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２７年（フ）第９１号
山口県下関市彦島杉田町１丁目13番22号、住民票上の住所山口県下関市武久西原台６番38―302号　アンジュール西原台
債務者　クッシュこと　串崎　　徹（旧姓原野）
1　決定年月日時　平成27年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２７年（フ）第１２４号
徳島県徳島市南島田町２丁目40番地の１　エクセルコート南島田　106号室、旧住所岡山県倉敷市宮前352番地１　アルスアイパワー102
債務者　辻　　法彦
1　決定年月日時　平成27年９月７日午後３時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１２６号
徳島県徳島市蔵本町２丁目６番地の１　アイエステイト蔵本301号、旧住所徳島県徳島市北島田町１丁目138番地の14
債務者　丸山　昌子（旧姓尾形）
1　決定年月日時　平成27年９月７日午後４時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１５３号
徳島県板野郡松茂町広島字二番越８番地　しんのマンション　303号室、旧住所兵庫県南あわじ市賀集野田30番地１　増田ハイツ103号室
債務者　榮野元　学
1　決定年月日時　平成27年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１５４号
徳島県鳴門市大津町木津野字養父の内38番地３　武市住宅43号
債務者　大石　　晃
1　決定年月日時　平成27年９月７日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第９２号
愛媛県新居浜市多喜浜４丁目11番57号
債務者　波片　芳信
1　決定年月日時　平成27年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２７年（フ）第９３号
愛媛県西条市飯岡381番地63
債務者　高橋　　望
1　決定年月日時　平成27年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２７年（フ）第２７２号
大分市大字寒田508番地（レオパレス21サクラ106）
債務者　高橋　伸欣
1　決定年月日時　平成27年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２９２号
大分市大在北３丁目２番１Ａ１―41号
債務者　後藤　裕二（旧姓飯田）
1　決定年月日時　平成27年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２３８号
宮崎市大字糸原3256番地、住民票上の住所宮崎市大字糸原3256番地２
債務者　青山　丈晴
1　決定年月日時　平成27年９月９日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２４７号
宮崎市佐土原町下田島20444番地３　県営ひかりヶ丘Ｃ団地101棟107号
債務者　吉川美由紀
1　決定年月日時　平成27年９月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第３６号
宮崎県串間市大字西方6905番地35、前住所宮崎県日南市大字隈谷甲2201番地
債務者　加藤　悦子
1　決定年月日時　平成27年９月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
宮崎地方裁判所日南支部

平成２７年（フ）第６２号
宮崎県延岡市西小路３番地11
債務者　松岡　克憲
1　決定年月日時　平成27年９月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
宮崎地方裁判所延岡支部